

# インボイス制度説明会 & 個別相談会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるためには登録申請手続きが必要です。事業者の方に制度自体のご理解を深めていただくため、下記の通り「説明会」を実施します。また、同日午後には免税事業者向け「個別相談会」を実施します。

## 1 説明会 & 相談会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組みの説明会と免税事業者向け個別相談

## 2 説明会 & 相談会の日程

日程	会合	時間	定員	連絡先	開催場所
令和6年5月20日(月)	説明会	10時00分～11時30分	60名	(公社法人)横浜中法人会 事務局 ☎045-662-6433 (代表)	横浜中税務署 横浜市中区新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎 2F 大会議室
	個別相談会	13時30分～16時30分	6名	横浜中税務署 法人課税第2部門 ☎045-651-1321 (代表)	
令和6年6月20日(木)	説明会	10時00分～11時30分	60名	(公社法人)横浜中法人会 事務局 ☎045-662-6433 (代表)	横浜中税務署 横浜市中区新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎 2F 大会議室
	個別相談会	13時30分～16時30分	6名	横浜中税務署 法人課税第2部門 ☎045-651-1321 (代表)	

## 3 説明会や個別相談会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- 個別相談会については、1事業者あたり30～60分での対応とさせていただきます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく場合は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 横浜中税務署は、昨年5月に庁舎移転していますので、お間違いのないよう御注意ください。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。